

筑北村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

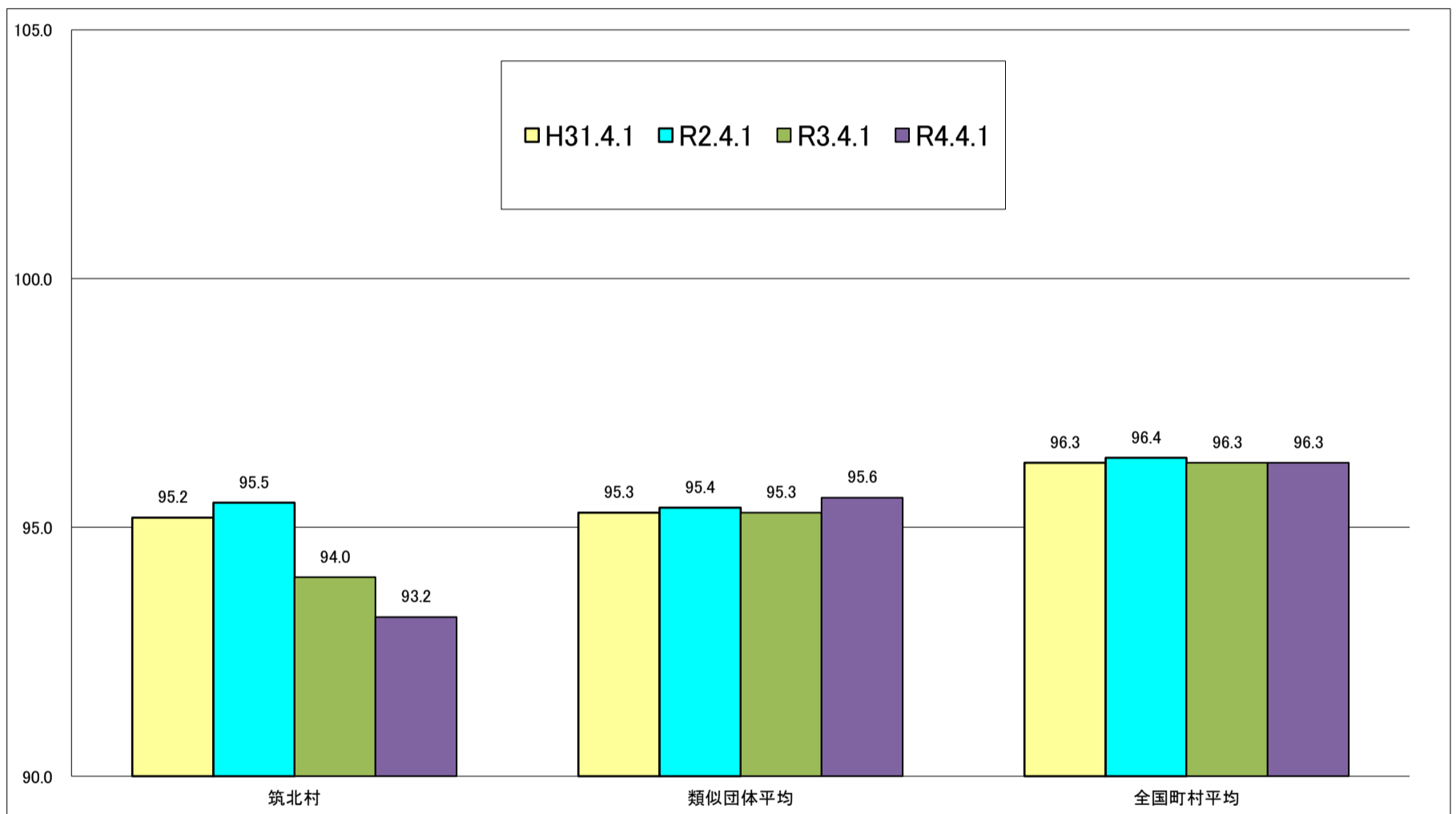
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	4,270 人	4,838,108 千円	224,022 千円	830,275 千円	17.16 %	15.11 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	76 人	293,922 千円	31,461 千円	108,140 千円	433,523 千円	5,704 千円	5,464 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100とて計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合についてその理由及び改善の見込み。

該当しません。

(4) 給与改定の状況 人事委員会の設置がないため記載しません

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の改定実施時期 令和4年4月1日

②内容

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ改定。
他の給料表についても、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
筑北村	44.7 歳	315,943 円	349,609 円	342,244 円
長野県	45.1 歳	330,600 円	391,555 円	364,415 円
国	42.7 歳	323,711 円	— 円	405,049 円
類似団体	40.9 歳	295,729 円	342,782 円	320,512 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
筑北村	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
うち学校給食員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	調理士	45.7 歳	251,100 円	*
うち用務員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うちその他技能労務職	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	調理士	45.7 歳	251,100 円	*
長野県	59.5 歳	5 人	280,800 円	295,500 円	290,085 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	— 円	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	52.2 歳	2 人	281,117 円	300,127 円	291,309 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
筑北村	* 円	3,324,200 円	*
うち学校給食員	* 円	* 円	*
うち用務員	— 円	— 円	—
うちその他技能労務職	* 円	* 円	*

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、アスタリスク(*)とします。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成29年～平成31年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		筑北村	長野県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	195,800 円	182,200 円
	高校卒	154,600 円	162,300 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,700 円	157,800 円	—
	中学卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	* 円	* 円	* 円
	高校卒	* 円	* 円	* 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

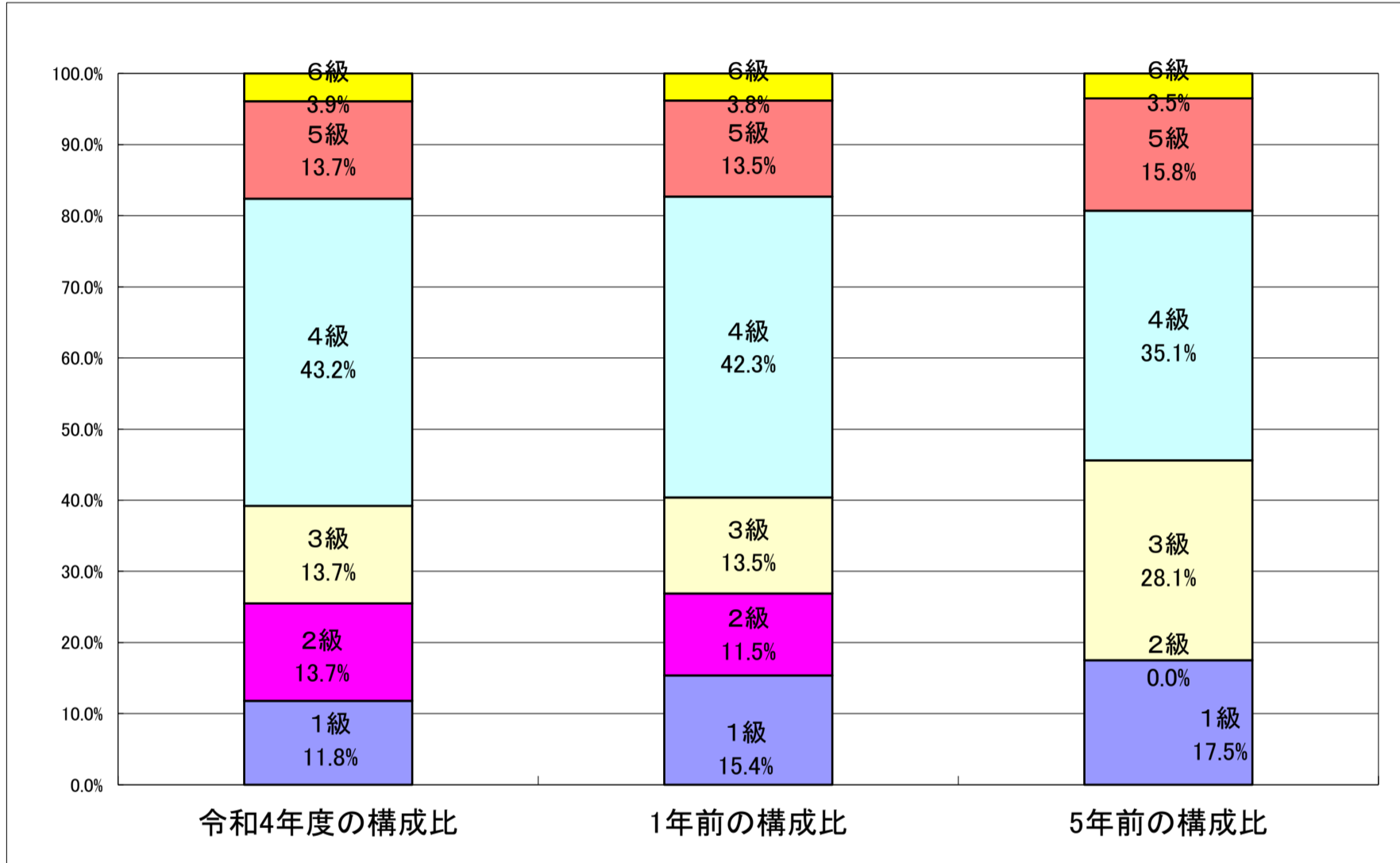
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

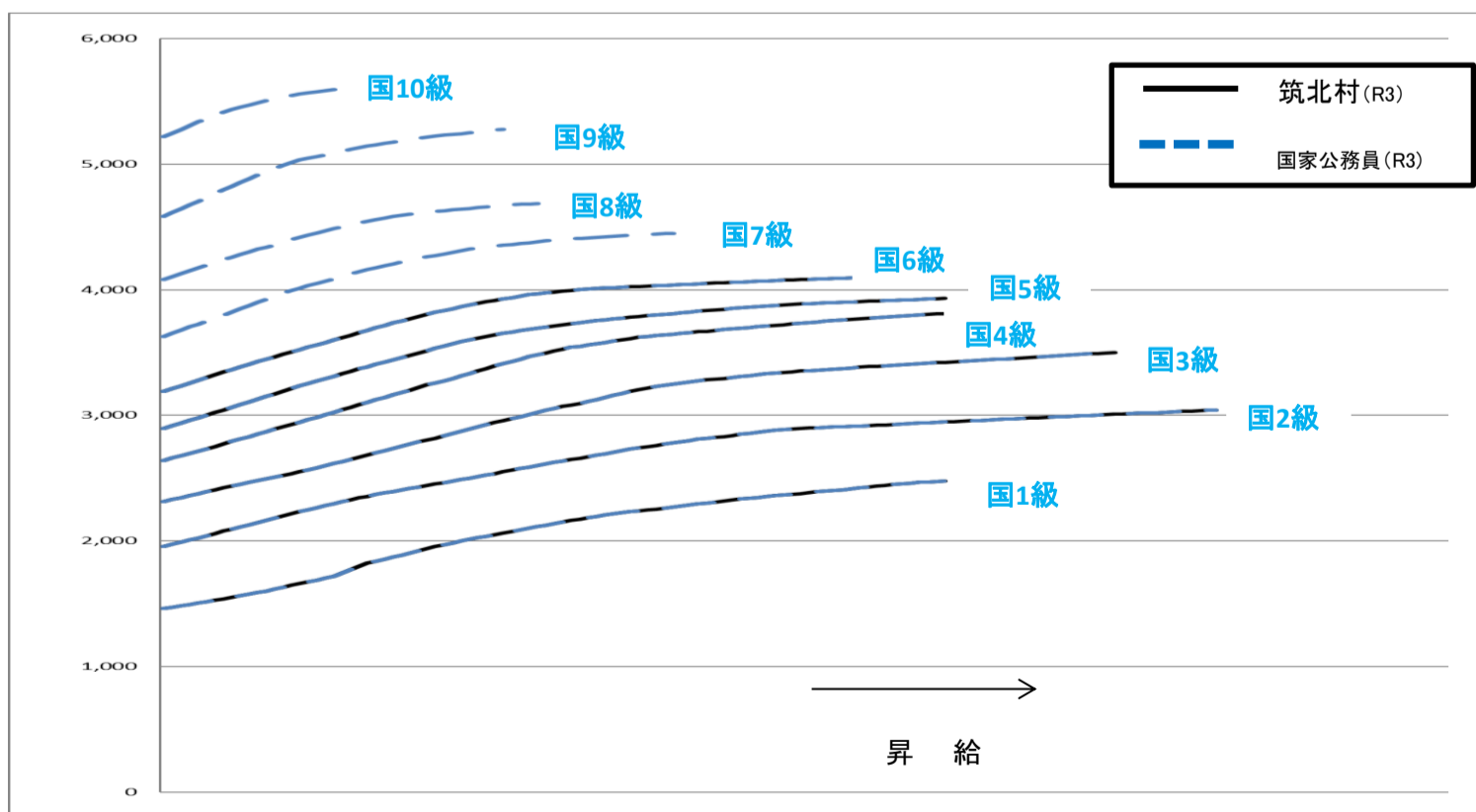
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、主事補	6 人	11.8%	146,100 円	247,600 円
2 級	主任	7 人	13.7%	195,500 円	304,200 円
3 級	主査、主任	7 人	13.7%	231,500 円	350,000 円
4 級	課長補佐、係長、主査	22 人	43.2%	264,200 円	381,000 円
5 級	課長、課長補佐	7 人	13.7%	289,700 円	393,000 円
6 級	課長	2 人	3.9%	319,200 円	410,200 円

(注) 1 筑北村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
□ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

筑北村	長野県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,319 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,644 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和4年中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ(一律)		○		
□ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

筑北村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	8,873 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当・・・【支給なし】

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	0.00 %			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	対象となる業務に従事した職員	各規定する防疫等の作業業務等	0 千円	1日につき500円
行旅死病人等取扱手当	対象となる業務に従事した職員	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱い業務等	0 千円	1件につき1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	12,512 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	165 千円
支給実績（令和2年度決算）	4,893 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	64 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(前年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 *子 10,000円 *子以外 6,500円 (満15歳に達する日後の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族については5,000円を加算)	同じ	—	7,666 千円	219,029 円
住居手当	*借家 家賃27,000円以下の場合 支払家賃-16,000円 家賃27,000円超の場合 (支払家賃-27,000円) ×1/2+11,000円 最高限度額 28,000円	同じ	—	3,281 千円	182,278 円
通勤手当	*交通機関利用者 通勤に要する運賃相当額 (限度額 55,000円) *交通用具利用者 2km～5km 2,000円 5km～10km 4,200円 10km～15km 7,100円 15km～20km 10,000円 20km～25km 12,900円 25km～30km 15,800円 30km～35km 18,700円 35km～40km 21,600円 40km～45km 24,400円 45km～50km 26,200円 50km～55km 28,000円 55km～60km 29,800円 60km以上 31,600円	同じ	—	5,698 千円	101,750 円
休日勤務手当	祝日及び年末年始に勤務を命じられた場合、1時間単価の額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した場合、1時間単価の額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	一回4,400円			2,600 千円	円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急等の必要により祝日等に勤務した場合1回につき8,000円	同じ	—	— 千円	— 円
管理職手当	課長職(6級) 24,700円 課長職(5級) 23,200円 課長職(4級) 18,300円	同じ	—	2,420 千円	302,500 円
寒冷地手当	次の区分により11月から3月まで支給 *世帯主 月17,800円 *準世帯主 月10,200円 *その他 月 7,360円	同じ	—	4,677 千円	61,539 円
災害派遣手当	1日6,620円以内	同じ	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	村 長	672,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	()	()	()	840,000 円 /	416,500 円	
報 酬	副 村 長	557,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	()	()	()	705,000 円 /	415,000 円	
報 酬	議 長	259,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	()	()	()	395,000 円 /	160,000 円	
	副 議 長	184,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
報 酬	()	()	()	310,000 円 /	140,000 円	
	議 員	164,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	()	()	()	290,000 円 /	130,000 円	
期 末 手 当	村 長	(令和3年度支給割合)				
	副 村 長	3.30		月分		
期 末 手 当	議 長	(令和3年度支給割合)				
	副 議 長	3.30		月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 村 長	給料月額×42.5/100×勤続月数		13,708,800	任期ごと	
退 職 手 当	備 考	給料月額×25.4/100×勤続月数		6,790,944	任期ごと	
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

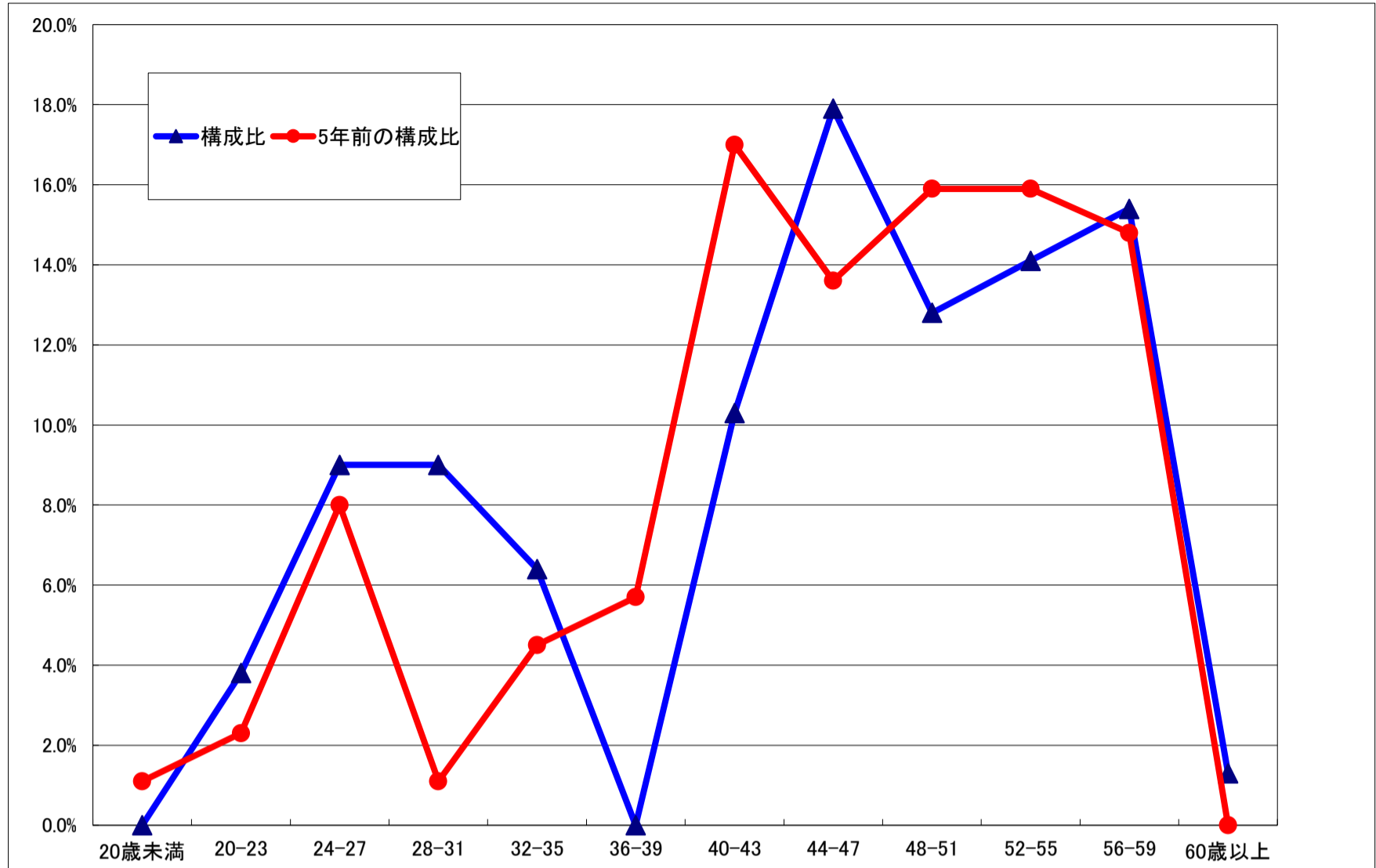
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	
		総 務	19	20	△ 1	休職者総務課付配置から配属先への異動による減
		税 務	2	2	0	
		民 生	20	20	0	
		衛 生	9	10	△ 1	休職者総務課付配置に伴う異動による減
		農 林 水 産	6	6	0	
		商 工 観 光	3	3	0	
		土 木	3	3	0	
		計	63	65	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 147.54 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 172.65 人)
	教 育 部 門	10	11	△ 1	小学校勤務技能労務職(学校給食)定年退職による不補充減	
消 防 部 門	0	0	0			
小 計	73	76	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 170.96 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 201.46 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	0	0	0		
	水 道	2	2	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	2	2	0		
	小 計	5	5	0		
合 計		78	81	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 182.67 人	
		[115]	[133]	[△18]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	7人	7人	5人	0人	8人	14人	10人	11人	12人	1人	78人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度	年	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		65	68	66	67	65	63	△2 (△3.1)
教育		18	13	12	11	11	10	△8 (△44.4)
消防		0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
普通会計計		83	81	78	78	76	73	△10 (△12.0)
公営企業等会計計		5	4	4	3	5	5	0 (0.0)
総合計		88	85	82	81	81	78	△10 (△11.4)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数